

平成20年4月1日から

特定健診・特定保健指導がはじまります。

① 40歳～74歳の方の健康診断や保健指導は加入している医療保険で行うようになります

平成20年4月から新しい健診制度がはじまります。新しい制度では、国民健康保険や健康保険組合、共済組合といった医療保険者が、健康診断や保健指導を行います。なお、がん検診などは今までどおり町が行う検査を受けることができます。

② 特定健康診査・特定保健指導とは？
 特定健診・特定保健指導の特徴は、メタボリックシンドロームに着目し、健診で見えられたメタボリックシンドローム予備軍の方を、危険度に合わせて保健指導（改善と予防に向けた支援）を行うことです。

特定健診・特定保健指導の特徴は、メタボリックシンドロームに着目し、健診で見えられたメタボリックシンドローム予備軍の方を、危険度に合わせて保健指導（改善と予防に向けた支援）を行うことです。

健診で異常が見つかった段階でも、生活習慣の改善をすることによつ



新しい健診・保健指導の流れ

